

保健医療機関における書面掲示事項

令和6年6月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保健医療機関の書面掲示事項について Web サイト上にて掲載いたします。

○一般名処方加算について

後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方をおこなう場合があります。

○明細書発行体制等加算について

明細書発行にあたり算定させていただいております。

○医療情報取得加算について

オンライン資格確認をおこなう体制を有し、必要な診療情報を取得・活用して診療等をおこなう体制の整備をおこなっております。

○生活習慣病管理料（Ⅰ）について

患者様の状態に応じて担当医が判断し、28日以上長期投与をおこなうことが可能です。